

第2回石川県物価高騰対策支援金支給要綱（令和7年度障害分）

（趣旨）

第1条 報酬等が公定価格として定められ、エネルギー価格・物価高騰の影響を価格に転嫁できない石川県内の障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等（以下、「事業所等」という。）に対し、光熱費・食費等の高騰分を支援するため、予算の範囲内において、第2回石川県物価高騰対策支援金（令和7年度障害分）（以下、「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、事業所等とは、石川県内において別表に掲げるサービス種別の事業を行う事業所等をいう。

2 この要綱において、定員とは、令和7年7月1日時点において、管轄する自治体に届け出ている事業所等の定員をいう。

（事務の取扱い）

第3条 石川県から支援金の支給事務の執行を委託された「石川県物価高騰対策支援事業（医療機関・福祉施設分）運営事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（支給の対象）

第4条 支給の対象は、令和7年7月1日時点において、石川県内に所在し、申請日時点において稼働し、かつ事業継続予定である事業所等（公立を除く）を運営する者とする。

（支給額）

第5条 支給額は、別表に定めるとおりとする。

（同意事項）

第6条 次の各号のいずれにも同意したものでなければ、支援金を支給しない。

- （1）支給の対象となる事業所等の要件を満たしていること
- （2）支給のために提出した書類に虚偽がないこと
- （3）支援金の申請は、1事業所等につき1回限りとする
- （4）石川県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたつ

ても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと

(5) 県税の滞納がないこと

(6) 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること

(7) 個人情報の取扱いに関して、支援金の支給手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること

(申請)

第7条 支援金の支給を受けようとする者は、第2回石川県物価高騰対策支援金申請書（令和7年度障害分）（様式第1号）を令和7年10月31日までに知事に提出しなければならない。

(支給の決定等)

第8条 知事は、申請書を受理した場合、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、支援金を支給すべきものと認めたときは、支給の決定をする。

2 支給の決定をした場合には、その決定の内容を申請者に通知するとともに、支援金を速やかに支給する。

3 第1項の審査及び現地調査の結果、支援金を支給すべきでないと認められたときは、第2回石川県物価高騰対策支援金不支給決定通知書（令和7年度障害分）（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第9条 知事は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の支給決定を取消し、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の支給を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を支給することが適当でないと認められた場合

(支援金の周知等)

第10条 知事は、支援金の支給に当たり、支給要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による事業所等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第7条に定める申請の期限までに同条の規定による申請が行われなかった場合は、支援金の支給を辞退したものとみなす。

2 知事が第8条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給金が支給できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(調査)

第12条 知事は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の支給を受けようとする者又は支給を受けた者は、前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第13条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に規定するもののほか、支給事務の執行に関し必要となる事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表

区分	サービス種別	支給額
入所系	障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助、短期入所事業所（空床利用型は除く）	定員1名あたり 3千円
通所系	自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所	1事業所等あたり 33千円 同一の事業所番号や所在地で複数の事業を行っている場合、重複算定は不可（ただし、「従たる事業所」は除く）
訪問・相談系	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所、自立生活援助事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所	1事業所等あたり 17千円 同一の事業所番号や所在地で複数の事業を行っている場合、重複算定は不可（ただし、「従たる事業所」は除く）

- ※1 支援金の支給の対象となる事業所等は、事業実施年度に報酬の請求があるものに限る。
- ※2 入所系に併設された短期入所事業所（空床利用型は除く）は、定員に含めて算定できる。
- ※3 同一の事業所番号や所在地で複数の事業を行っている場合、入所系、通所系、訪問・相談系の各区分において支給額を算定できるが、通所系、訪問・相談系の区分内において複数の事業を行っている場合は、原則として、重複して支給額の算定はできない。
- ※4 別途定める「第2回支給要綱（令和7年度医療分）」及び「第2回石川県物価高騰対策支援金支給要綱（令和7年度介護分）」の支給対象となっている医療機関、福祉施設等に併設している事業所等は、原則として、「医療分」又は「介護分」のみで申請すること。